

生糸直輸出奨励法と 《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》(上)

平成14年12月フランス史料調査の成果より

富 澤 一 弘

La Loi sur les Primes à l'Exportation des Soies du Japon
et
BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES
D'après l'aboutissement de recherches en décembre, 2002
par des archives françaises

Kazuhiro TOMIZAWA

Le résumé

Dans mon propre ouvrage publié en octobre, 2002, Recherche de la Loi sur les Primes à l'Exportation des Soies du Japon — Hoshino Chotaro et le Développement de Campagnes pour l'Etablissement de la Loi , je considérais tout processus d'historique d'établissement jusqu'à l'abrogation de la loi. Cette loi est adoptée dans la dixième session de la Chambre, au mars en la 30ème année de Meiji (1897), et appliquée en avril l'année suivante. Elle est critiquée sévèrement puisqu'elle est en la contradiction avec le texte du nouveau traité conclut avec les puissances d'Europe et d'Amérique, et elle est abrogée 2 mois après. Je n'expliquerai pas l'historique de l'affaire ici puisque j'en ai déjà fait une description détaillée. Mais il faut faire remarquer que la campagne gouvernementale et civile contre la loi a exercé une grand influence sur l'abrogation de la loi.

En décembre, 2002, je suis allé en France afin de collectionner des archives à la Bibliothèque nationale, à la Bibliothèque François Mitterrand et aux autres archives. C'était d'un très grand intérêt pour moi de trouver le BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES . Ce bulletin destiné aux sériciculteurs et soieries avait été publié à Lyon, la ville de la soie. Au profit des gens de soierie

du pays, il critiquait la loi sévèrement, sensibilisait l'opinion fermement anti-japonaise et exerça une grande influence sur l'abrogation de la loi. Pourtant ce fait n'est pas connu jusqu'à présent dans la recherche historique des investigations.

Donc je vais traduire, rendre public et examiner des articles relatifs à ce bulletin comme étant une importante archive inconnue de nos jours. J'espère que ce manuscrit servira à approfondir la recherche de la loi sur les primes à l'exportation des soies du Japon.

第1章 生糸直輸出奨励法の検討

第1節 序

平成14年10月、刊行の小著『生糸直輸出奨励法の研究 星野長太郎と同法制定運動の展開』に於いて、筆者は同法の制定前史より、その廃止に至る全過程を考察してきた⁽¹⁾。明治30年3月、第10議会に於いて成立し、翌年4月、施行をみたこの法律は、欧米列強と締結した新条約明文との撞着から激しい対外的批判を浴びて、僅々施行2箇月足らずのうちに廃止をみている⁽²⁾。その経緯については既に縷述してきたところであり、再説を要すまいが、本法の死命を制したのは、フランスの官民挙げた反対運動であったことを指摘せねばならない。

平成14年12月、筆者はフランスに赴き、同国国立図書館・フランソワ・ミッテラン館、その他、史料所蔵機関に於いて調査を行い、生糸直輸出奨励法に関する史資料蒐集に従事してきた。その際、最大の収穫となったのは、《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》の入手である⁽³⁾。絹都リヨンに於いて蚕糸業者・絹織物業者を対象に発行されていた同誌は、自国同業者の利益に沿って同法を厳しく批判、対日強硬輿論の形成、ひいては同法廃止の実現に大きく貢献している。尤もかかる事実は、研究史上、全く知られることなく、今日に至っている。

そこで筆者は、学界未紹介の新出重要史料として、同誌の関連記事を紹介、翻刻・公開していくつもりである。本稿を通じて生糸直輸出奨励法研究の一層の深化を期待する次第である。

第2節 生糸直輸出奨励法と新通商条約

明治23年11月、第1議会開会以来、7年越しの立法制定運動の末、明治30年3月、第10議会に於いて生糸直輸出奨励法は遂に成立、翌4月、公布をみている⁽⁴⁾。参考1は明治30年4月27日付、「官報」より掲載した同法の全文であるが、その骨子は概ね以下の通りである。即ち明治31年度 - 35年度までの5箇年間、生糸直輸出振興（＝商権回復）そして生糸の品質・規格性向上の両見地から、国産生糸を直輸出する邦人商社に対して、生糸検査所の検査結果に応じた奨励金を交付する、という内容であり、奨励金の支給額、支給規準、受給手続等は、別途勅令、省令等を通じて定められることになっていた。本法は明治初年以來の直輸出貿易のイデオログ・前田正名と、その忠実な理論実践者・星野長太郎を中心とする勢力の働きかけの末、実現した生糸直輸出業界保護のため

の法律であった。従って生糸直輸出業者の商敵・居留地外商、ならびに横浜売込問屋に対する奨励金交付は、当初から全く想定されておらず、外商、およびこれらと損益を共通する売込問屋側の反撥も根強いものがあつた。本法が邦人、および邦人のみを株主とする商社を対象に奨励金支給を謳い、外商等を除外したことは、邦人優遇、外国人差別と受け止められかねないものであつて、実際、本法の法理と新条約の明文とが矛盾している、との列国からの抗議発生の原因となっている。

〔表1〕は「主要国条約改正一覧表」(第一次条約改正)であるが、わが国は明治27年7月、日英通商航海条約調印を皮切に、欧米列強と新通商条約を相次いで締結、明治32年7月以降、治外法権の解消、関税自主権の部分的回収という二大成果を手にする筈であつた。ただしこれら恩恵は、条約上、相互に自由貿易を保証しあふ前提の下、初めてわが国に与えられるものであつた。以下、該当する箇条を日英通商航海条約、日仏通商航海条約の双方から引用しておく。

日英通商航海条約

第三条

両締盟国ノ間ニ相互ニ通商及航海ノ自由アルヘシ(中略)該臣民八他ノ一方ノ版図内ノ各地、諸港及諸河ニシテ外国通商ノ為メ開カレ又ハ開カルヘキ場所ヘ船舶及貨物ヲ以テ自由ニ到ルヲ得且通商及航海ニ関シテハ政府、官吏、公吏、一私人或ハ会社若ハ何等施設ノ名義ヲ以テスルカ又ハ其ノ利益ノ為メニ課セラル、所ノ税金或ハ取立金八其ノ性質若ハ名称ノ如何ヲ論セス内国臣民若ハ最惠国臣民或ハ人民ノ払フ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノモノヲ払フコトナク内国臣民若ハ最惠国臣民或ハ人民ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ(下略)

第七条

両締盟国ノ一方ノ臣民八他ノ一方ノ版図内ニ在リテ總テノ内地通過税ハ免除セラルヘク又倉入、

表1 主要国条約改正一覧表(第一次条約改正)

国名	調印	批准年月日	発効
イギリス	明治27年7月16日	明治27年8月27日	明治32年7月15日以降
アメリカ	11月22日	明治28年3月24日	7月15日以降
イタリア	12月1日	8月16日	7月17日以降
ロシア	明治28年6月8日	9月10日	6月9日以降
ドイツ	明治29年4月4日	明治29年11月19日	7月17日以降
フランス	8月4日	明治31年3月30日	8月4日以降
オランダ	9月8日	明治30年9月15日	7月16日以降
スイス	11月10日	9月15日	7月17日以降
スペイン	明治30年1月2日	9月16日	7月17日以降
ポルトガル	1月26日	10月27日	7月17日以降
オーストリア	12月5日	明治31年9月9日	8月4日以降

典拠：「時事新報」明治30年12月14日(2) および「官報」より筆者が作成。

官報

第四千四百四十二號

明治三十年四月二十七日

火曜日

內閣官報局

○法律

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル生絲直輸出獎勵法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年四月二十二日

內閣總理大臣臨時代理

樞密院議長 伯爵黒田清隆

農商務大臣 伯爵大隈重信

法律第四十八號

生絲直輸出獎勵法

第一條 帝國臣民又ハ帝國臣民ノモツ社員若ハ株主トスル賣事會社ニシテ左ノ條件ヲ具備スル生絲ヲ外國ニ直輸出シタル者ニハ此ノ法律ノ規程ニ依リ生絲直輸出獎勵金ヲ下付ス

一 帝國内ニ於テ製造シタルモノナルコト

一 登録商標ヲ貼付シタルモノナルコト

一 射合ヲ以テ定メラレタル検査規定ニ合符シタルモノ毎四五百斤以上ナルコト

第二條 獎勵金ヲ受テヘキ生絲ノ等級及其ノ金額ハ射合ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 陸軍ノ所爲ヲ以テ生絲直輸出獎勵金ヲ受ケタル者ハ二百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處レ共ノ因テ得タル金額ハ之ヲ償還セシメ爾後生絲獎勵金ヲ

官報 第四一四二號 明治三十年四月二十七日

下付セシム

前項ノ罪ヲ犯サントシテ未ダ還ケサル者ハ刑法未遂犯罪ノ例ニ依リ所罰ス

第四條 前條ノ罰則ハ商事會社ニ在テハ其ノ所爲ヲ爲シタル委員擔當ノ任アル社員若ハ取締役ニ之ヲ適用ス

第五條 此ノ法律施行ニ關スル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附則

第六條 此ノ法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ明治三十六年三月三十一日マデ五箇年間之ヲ施行ス

○勅令

朕帝國大學教官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年四月二十二日

內閣總理大臣臨時代理

樞密院議長 伯爵黒田清隆

文部大臣 侯爵蜂須賀茂韶

勅令第六十六號

明治二十六年勅令第八十四號帝國大學教官俸給令中左ノ通改正ス

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

教授ニシテ特ニ成績アリ五箇年以上一級俸ヲ受ケタル者ハ本俸五百圓以內ヲ

三八五

奨励金、便益及税金払戻等ノ事項ニ就テハ全ク内国臣民ト均等ノ取扱ヲ享クヘシ
(「官報」明治27年8月28日 269 - 270頁)

日仏通商航海条約

第一条

両締盟国ノ版図ノ間ニ相互ニ完全ナル通商及航海ノ自由アルヘシ(中略)
右両国民互ニ(中略)内国民若ハ最惠国民ト同様ノ特典、自由及権利ヲ享有シ且此等ノ事項ニ関
シテハ内国民若ハ最惠国民ニ課セラレルヘキ所ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ税金若ハ賦課金ヲ徴収
セラルルコトナカルヘシ(下略)

第八条

両締盟国ノ国民ハ各地ノ一方ノ版図内ニ在リテ総テ内地通過税ハ免除セラルヘク又倉入、奨励
金、便益及税金払戻等ノ事項ニ就テハ内国民ト全ク均等ノ取扱ヲ享クヘシ(下略)
(「官報」明治31年3月31日 378 - 379頁)

両条約ともに前段に於いて自由貿易の原則を、後段に於いては内外人の取扱い上の平等を明確に
規定、殊に「奨励金」以下、各種の便宜は、完全に彼比対等であることを謳っていた。因みに日本
がこれら両国以外と締約した新条約も、当然同様の箇条を含んでおり、邦人に対してのみ、奨励金
交付を想定していた生糸直輸出奨励法の法理とは、相容れないものであった。それ故、関係各国か
ら疑義・異論が噴出したことも、理の当然であった。

尤も生糸直輸出奨励法が制定・公布をみた明治30年当時、なお旧条約が有効であり、自国民優遇
の法律を公布・施行しても、条約上、違反にはあたらなかった。ただしかかる処遇が、明治32年7
月、新条約への更新を前にして、外国政府の心証を痛く損ねたことは事実であり、実際問題、フラ
ンス、アメリカ両国を主軸とする列国の外交的圧力の下、同法は施行後、2箇月足らずのうちに廃
止をみたのであった。

第3節 フランス側の対応

生糸直輸出奨励法の制定・公布に対して、照会・抗議に及んだ国々は、フランス、アメリカ、イ
ギリス、イタリア、スイスの5箇国であったが、フランス、アメリカを除く3箇国の政府は、日本
側の説明を前にして、自国民への権利「均霑」を条件に矛を収めている⁽⁵⁾。しかしながら仏米両
国は、当初から強硬姿勢を崩すことなく、報復措置をかざしつつ、日本側に同法廃止を迫り続けて
いった。これら両国の対応については、既に縷述してきたところであり、再説を要すまいが、日本
側にとって一層不利な条件から交渉を迫ったのは、フランスであった。即ち同国は、当時の日本に
とって、唯一新条約未批准の世界的大国であり、しかも生糸直輸出奨励法公布の直後、その国の議
会に於いて批准のための審議が行われる日程となっていた。この点、既に批准書の交換を完了して

いた英米とは、全く事情が異なっていた。

仮に条約調印がなされたとしても、議会の批准承認が得られなければ、その条約は無効である。世界第一の絹織物業大国であると同時に、世界第四の、欧州第二の蚕糸業大国であった当時のフランスに於いては、競争国・日本に対する警戒感が高まっており、南仏選出の国会議員 有力養蚕家、製糸業者、絹織物業者等を含む を中心とする勢力は、安価な日本製生糸・絹織物の流入を危惧して、日仏新条約批准に反対姿勢を取り続けていた。かかる状況下、明治30年5月初旬、生糸直輸出奨励法公布の第一報が到達、最悪の間合いの下、フランス下院に於いて日仏新条約批准案の委員会審議が開始をみるが、6月初旬、その批准案は一度否決されている。

日本政府にとって日仏新条約の不成立は、国家的悲願・条約改正事業の挫折に他ならず、一内閣の一失態の域には止まらない深刻な打撃を意味していた。フランス政府は、日本側の弱みを見透した上で、片や報復策の通告、片や打開策の内示等、硬軟両側面から働きかけを行って、生糸直輸出奨励法の廃止を要求していった。その結果、日本政府は生糸直輸出奨励法のフランス人への「均霑」、乃至同法廃止という決定を通告、この報告をうけた議会は姿勢を軟化させて、6月中旬、再議の末、日仏新条約批准案の委員会通過に至っている。

その後、日本政府は、同年10月、同法廃止を確約、フランス政府に通告した。この結果、日仏新条約批准案は、同月29日、下院を、また12月23日、上院をそれぞれ通過して成立、翌年3月19日、両国間で批准書交換が完了をみている。かくして条約改正事業の進展に汚点を残すことなく、事態は静穏化をみることになるが、その際犠牲の祭壇に献じられたのが、生糸直輸出奨励法に他ならなかったのである。小国・大日本帝国は、老練な外交大国・フランスの条約カードを前にして、遂に同法廃止を余儀なくされたのであった。

明治30年12月、第11議会が開会をみたが、当議会は直ちに解散となり、「生糸直輸出奨励法廃止法律案」の提出・可決には至らなかった⁽⁶⁾。ついで翌年5月、第12議会が開会、「生糸直輸出奨励法廃止法律案」は、内閣の緊急議決要請の下、最優先の議事を経て5月21日、衆議院を、5月23日、貴族院を、それぞれ通過、そして5月26日、法律第1号として公布・即日施行に至った。参考2は、「官報」より転載の「生糸直輸出奨励法廃止法律」であるが、本法公布により、日本政府の対外的公約は、危くも守られたことになる。

註

- (1) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究 星野長太郎と同法制定運動の展開』(日本経済評論社、平成14年10月)1 - 596頁。
- (2) 註(1)第6章「生糸直輸出奨励法の成立」289 - 334頁、第7章「生糸直輸出奨励法の廃止」335 - 416頁を参照のこと。
- (3) 同誌については、本稿第2章第1節に於いて改めて言及する。
- (4) 註(1)330 - 335頁。以下、本項の叙述は、本典拠による。
- (5) 註(1)344 - 365頁。以下、本項の叙述は、本典拠による。
- (6) 註(1)366 - 400頁。以下、本項の叙述は、本典拠による。

官報

第四千四百六十九號

明治三十一年五月二十六日 木曜日

内閣官報局

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル生絲直輸出獎勵法廢止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十一年五月二十五日

内閣總理大臣 侯爵伊藤 博文
農商務大臣 金子堅太郎

法律第一號

明治三十年法律第四十八號生絲直輸出獎勵法之ヲ廢止ス
此ノ法律ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○告示

大藏省告示第四十號

第二回發行

一記名軍事公債證書額面百圓券 一枚

別號 八五七七九番

但明治三十一年六月以後利札附屬

右新潟縣三島郡宮本村大字宮本百八十八番戸布川市郎所有ノ處明治三十一年三月二十九日焼失

第二回發行

一記名軍事公債證書額面百圓券 一枚

別號 七九壹〇七番

但明治三十年六月以後利札附屬

右福井縣大野郡富田村字上野十二番地梅垣七郎左衛門所有ノ處佳ノ預ケ中
明治三十年六月二十二日焼失

第二回發行

一記名軍事公債證書額面百圓券 一枚

別號 五〇〇六二番

但同上

右福井縣大野郡富田村字上野七番地宮見貞兵衛所有ノ處前同斷

第二回發行

一記名軍事公債證書額面百圓券 一枚

別號 七九壹四貳番

但同上

右福井縣大野郡富田村字廣生五番地城地藤太郎所有ノ處前同斷
以上證書前號ノ趣ヲ以テ代リ證書請求ニ付整理公債條例第二十條ニ據リ代リ
證書ヲ交付セリ但前號レタル證書ハ無効トス

明治三十一年五月二十六日

○辭令

大藏大臣 伯耆井上卿

名譽領事 ウエーンマレディオン

近衛師團監督部長陸軍一等監督 川俣 國博

軍務局軍事課長陸軍歩兵大佐 長岡 外史

經理局第一課長陸軍二等監督 外松源太郎

經理學校校長陸軍二等監督 遠藤 健司

經理學校教官陸軍二等監督 藤村 盛義

經理學校教官陸軍三等監督 辻村 楠造

經理學校教官陸軍監督 大野賢一郎

(各通)

明治三十一年監督學生入學試験委員ヲ命ス

第2章 《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》の検討

第1節 同誌の概要

19世紀中葉に至るまで欧州最大の蚕糸業大国は、フランスであった⁽¹⁾。同国の養蚕は、12世紀、十字軍遠征を契機に導入をみており、その後、養蚕の定着・拡大をうけて絹織物業も発展、16世紀までには現イタリア北部の都市国家・フィレンツェ、ジェノヴァ等と並び、世界的名声を確立するに至っている。19世紀中葉以降は、新興統一国家・イタリアの猛追を被り、養蚕・製糸業の規模は、却て逆転という事態をみたものの、世界最高水準の生糸製造国としての声望に变りはなく、20世紀前葉、第一次世界大戦勃発に至るまで、蚕糸業はフランスの重要産業の一部を形成していた。

一方絹織物業の場合、19世紀段階に於いてフランスの優位は、不変であって、その前半には最大の競争国・イギリスを圧倒して、世界市場に確固たる地位を獲得、その後半には新興絹織物業大国・アメリカの猛追を許すものの、その卓越した技術と意匠性に於いては、なお優位を占めており、世界第一位の絹織物業大国の地位を失うことはなかった。

とこでかかる蚕糸業大国、絹織物業大国フランスにとって、その産業の中心地は、南フランス、殊にリヨン、および周辺地域であったと言える。歴代王家の手厚い保護の下、リヨンには欧州最高水準の工房、織工が多数存在しており、フランス革命後も後続の権力者による保護を受け、精緻にして繊細、華麗にして斬新な世界最高級の絹織物を内外に提供し続けていった。

その結果、リヨンを中心とする南フランスに於いては、絹織物業に関連する養蚕、製糸、撚糸、染色、糊付加工等、各業種も繁栄、さらに旺盛な生糸・撚糸等の需要は、欧州（イタリア、オーストリア）、アジア（日本、清、オスマントルク等）からの大量の生糸輸入を促している。かくして19世紀段階のリヨンは、世界の絹都として、一大発展を遂げるに至っていた。

かかる時代的背景の下、明治10年、創刊をみたのが、《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》である（創刊4月1日⁽²⁾）。ORGANE INTERNATIONAL DE L'INDUSTRIE DE LA SOIE: SÉRICICULTURE, FILATURE, MOULINAGE, TISSAGE, TEINTURE, APPRÊTS 即ち、リヨン地方の絹産業 ここでは養蚕、製糸、撚糸、織物、染色、糊づけ加工の各業種 の連合組織の機関誌として刊行された同誌は、当初毎土曜日発行の週刊誌であり、リヨン市内の書店 LIBRAIRIE H. GEORG にて出版されていた。同誌は後年、月刊化を遂げ、また出版機関もORGANE DU SYNDICAT DES FABRICANTS DE SOIERIES DE LYON に転ずるが（大正7年4月）、昭和10年6月まで続刊をみている。

同誌は巻頭に一週間の生糸等、市況を掲げ、ついで評論、雑報、会告、公示等を掲げているが、その情報はフランス一國に止まらず、欧米、アジア、世界中に及んでいる。同誌はリヨン以外には、ミラノ、ジュネーブ、ロンドン、ニューヨークに売捌所を有し、また世界各国の政府、関係機関、実業家によって購読がなされている。その抄訳は、わが国の「官報」や諸新聞・雑誌にも屢々登場

しており、明治期創刊の蚕糸業雑誌『日本蚕糸協会報告』(明治16年)、『大日本蚕糸会報』(明治25年)等の一モデルであった⁽³⁾。

勿論、明治30年、生糸直輸出奨励法制定・公布当時の記述も多く、史料としては極めて重要であると認められる。

しかしながら百年以来の先行研究に於いて、同誌を参照した研究者は存在せず、小著、そして本稿による検討・紹介が学界初報告となっている⁽⁴⁾。従って新出重要史料の公表という見地から、本稿第3章に於いては全ての関連史料の翻刻を行うこととしたい。

第2節 生糸直輸出奨励法、ならびに日仏新条約関連記事の検討

(1) 検討の前提

表2は同誌の記事より作成した「生糸直輸出奨励法、および日仏新条約関連記事一覧表」である。本表を通じて以下、検討を加えておきたい。

政府案・生糸直輸出奨励法案が衆議院に上程をみたのは、明治30年3月16日、そして特別委員会に於ける審議と修正を経て、衆議院通過を果たしたのは、3月23日のことであった⁽⁵⁾。ついでこの委員会修正案が貴族院をそのまま通過、確定議となったのは、3月24日のことであった。従って在日外国人一般が同法制定の動きを察知したのは、明治30年3月中・下旬のことであったと言える。

(2) 明治30年5月の記事

表2の1は、同誌に於ける生糸直輸出奨励法に関する5月1日付の第一報である。日付は伴わないものの、3月下旬の *Malle de l' Extrême-Orient* 紙の記事に依拠しつつ、政府案生糸直輸出奨励法案の議会提出と、原案 この原案は、後日修正されるため、3月19日以前の情報であることがわかる の仏訳を掲げている。そして末尾に於いて《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》の記者 OCTAVE MAY の評言、即ち同法案の目的が日本人商社の直輸出を奨励し、あわせて製糸業を奨励、日本製生糸の品質向上を図るものであることを指摘している。

なお当時、日仏間の郵便は、船便によるため、東京 - パリ間、リヨン間とも、一箇月程度(30 - 42日)を要している⁽⁶⁾。また同誌は、刊行日付前日まで 5月1日付ならば、4月30日までの市況等を録するため、印刷日と刊行日付に一日の違いしか存在しないことが判明している。従って同誌が極東からの当該新聞到着の直後、本記事を掲載したことは確実である。

ついで表2の2は、前号をうけて一週間後に掲載をみた生糸直輸出奨励法案に関する第二報である。本記事は同法案の議会通過を報ずるとともに、修正された箇条についても正確に紹介、さらに邦人商社に対してのみ、奨励金を交付するという規定が新通商条約の明文と相容れないことを厳しく指摘、同法施行から新条約発効までの一年余の間に横浜居留地の外商は、ほとんど没落しかねない、との観測を示して警戒感を露わにしている。またイギリス、アメリカ、スイス等、国内に養蚕業を伴わない他の列国に比べて、国内に養蚕、製糸、絹織物の各業を有するフランス、イタリア

表2 生糸直輸出奨励法、および日仏新条約関連記事一覧表

NO.	号	頁	発行	表 題 (内 容)
1	1043	4	1897.5.1	PROJET DE PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (生糸直輸出奨励法案に関する第一報、Malle de l'Extrême-Orientからの引用)
2	1044	3 - 4	5.8	PROJET DE PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (生糸直輸出奨励法案に関する第二報。詳細な評論、法案に対する危機感を表明)
3	1045	2 - 4	5.15	LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (第10議会、明治30年3月24日衆議院議事の紹介 / 同法案を危険視する組合関係者から本誌主筆宛書翰の掲載)
4	1046	5 - 6	5.22	LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON ET LA CHAMBRE DE COMMERCE DE YOKOHAMA (明治30年4月8日、横浜外国人商業会議所より駐日外交団首席Edwin Dunに宛てた請願書掲載 / リヨン商業会議所も早急に自国政府に注意を喚起すべき旨、記述)
5	1047	3	5.29	LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON ET L'ASSOCIATION DE L'INDUSTRIE ET DU COMMERCE DES SOIES DE MILAN (ミラノ商工会議所より自国農務大臣に宛てた請願書掲載 / 《Les Journaux des Etats-Unis》から引用：アメリカ絹業協会、国務長官に宛てて請願書を提出した旨、記述)
6	1047	5	5.29	LE TARIF FRANCO-JAPONAIS ET LA FABRIQUE DE SOIERIES (明治30年5月21日、フランス商工協会代表、下院日仏新条約批准委員会に於いて、日本製生糸・絹織物の流入を危惧して、批准反対の意見を陳述)
7	1048	4	6.5	LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON AU PARLEMENT ITALIAN (明治30年5月26日、イタリア議会に於ける外務・農務大臣の答弁の要旨を掲載)
8	1049	4	6.12	LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (4 横浜外国人商業会議所より駐日外交団首席に宛てた請願書の不採択、また4月22日、法律の裁可を報ずる。なお本記事は、横浜外国人商業会議所からの通知による旨、明記)
9	1049	5 - 6	6.12	LE TRAITÉ DE COMMERCE FRANCO-JAPONAIS ET LE COMITÉ DE DÉFENSE DE L'ASSOCIATION DE LA SOIERIE LYONNAISE (リヨン絹織物業協会が下院日仏新条約批准委員会に宛てて提出した反対意見書を掲載)

NO.	号	頁	発行	表 題 (内 容)
10	1050	3	1897.6.19	LA LOI SUR LES PRIMES A L'EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (Japan Dairy Herald からの引用、法律公布の事実を報ずる。また法律仏訳掲載)
11	1050	3 - 4	6.19	LE NOUVEAU TARIF DES DOUANES JAPONAISES ET L'INDUSTRIE DES SOIERIES (日仏新条約発効後の日本側の絹製品に対する関税率について記述)
12	1051	6	6.26	NOTES DIVERSES (JAPON) (5月15日、イタリアピエメント養蚕業協会が集会を催し、同法に対して危惧を表明、自国政府に対して養蚕業保護を求める意見書を提出。なおミラノ養蚕業協会も同様の意見書を提出)
13	1052	5	7.3	NOTES DIVERSES (JAPON) (農商務大臣榎本武揚の辞職、外務大臣大隈重信の兼務化を報ずるとともに、同法適用の縮小、乃至延期、あるいは細則凍結を予測)
14	1054	2 - 3	7.17	LE TRAITÉ DE COMMERCE FRANCO-JAPONAIS ET L'INDUSTRIE DE LA SOIE (下院日仏新条約批准委員長の提出した批准を可とする報告書の紹介)
15	1060	4 - 6	8.28	LE TRAITÉ DE COMMERCE FRANCO-JAPONAIS ET LE RAPPORT DE M. FLOURENS (14の報告書の再紹介)
16	1067	6	10.16	LA SUPPRESSION DES DROITS DE SORTIE AU JAPON (日本の輸出税廃止決定について記述)
17	1067	7	10.16	NOTES DIVERSES (JAPON) (列国公使等の働きかけを前にして、日本政府が次期議会に同法の廃止法案を提出する予定である旨、記述。なおその情報は、東京からの通信である旨、明記)
18	1070	3 - 4	11.6	LE VOTE DU TRAITÉ FRANCO-JAPONAIS PAR LA CHAMBRE DES DÉPUTÉS (10月29日、下院に於いて日仏新条約批准案、満場一致にて可決の旨、報ずる)
19	1071	5	11.13	NOTES DIVERSES (JAPON) (上院に於いて日仏新条約批准案審議、委員人選、また同批准案に対する異論について紹介)
20	1078	3 - 4	1898.1.1	LA FABRIQUE DE SOIERIES ET LE TRAITÉ FRANCO-JAPONAIS DEVANT LE SÉNAT (12月23日、上院に於いて日仏新条約批准案、可決の旨、報ずる。また当日の議事の模様を速記録より紹介)

NO.	号	頁	発行	表 題 (内 容)
21	1092	1	1898.4.9	CONDITION DES SOIES DE LYON (4月1日、同法施行を報ずる。尤も同法施行は形式上のものであり、予算措置もなく、5月召集の議会上に於いて廃止されることから、実質上廃止されたも同然である旨、指摘。なおその情報は、日本から至急電による)
22	1092	7 - 8	4.9	L' ÉCHANGE DES RATIFICATIONS DU TRAITÉ FRANCO-JAPONAIS ET L' APPLICATION DU TARIF AUTONOME DU JAPON (ママ) (3月20日、東京に於いて日仏新条約批准書の交換完了)
23	1097	6	5.14	NOTES DIVERSES (ETATS-UNIS) (アメリカ財務長官、同法奨励金を受けた日本製生糸に対して、その奨励金に相当する報復関税徴収を指示。また制裁発動の契機が Japan Times の記事による旨、指摘。なおその情報は、5月11日、ワシントンからの至急電による)
24	1099	4 - 5	5.28	L' ABROGATION DES PRIMES A L' EXPORTATION DES SOIES DU JAPON (同法廃止を報ずる。なおその情報は、5月24日、横浜からの至急電による)
25	1103	6	6.25	NOTES DIVERSES (JAPON) (新条約発効後の日本の新関税について記述。なおその情報は、スイス領事の公文書を踏まえて綴られた横浜からの電報による)
26	1108	3 - 4	7.30	LES PRIMES A L' EXPORTATION DES SOIES DU JAPON PENDANT LE MOIS D'AVRIL 1898 (同法制定から廃止に至る経緯、そして奨励金受給の生糸の産地・依数等について記述。なおその情報は、横浜外国人商業会議所から送られた報告書による)

両国の場合、一層甚しい不利益を被るであろう、と予測している。

次に表2の3は、同誌の5月15日付の記事であり、明治30年3月23日、衆議院に於ける生糸直輸出奨励法案の審議の様様 恐らく邦字紙の議事録摘要の仏訳 を縷々紹介、そして末尾には、5月9日付で在リヨンの読者が同誌主筆に宛てて発した書翰を紹介している。

次に表2の4は、同誌の5月22日付の記事であり、4月8日、横浜外国人商業会議所が駐日外交団首席 Edwin Dun (駐日アメリカ公使)に提出した請願書の仏訳を掲載している。本請願書は、生糸直輸出奨励法の内容を紹介の上、同法と新条約明文との齟齬を指摘、条約上の権利を守るべく、駐日外交団が一体となって日本政府に働きかけるように求めている。本記事の情報源は、表2の8、26と同様、横浜外国人商業会議所からの通信によるものと考えられる。そして本記事の末段に於いて同誌の記者は、リヨン商業会議所が同法に関して早急に政府に要請を行う旨、添記している。

表2の5は、生糸直輸出奨励法に対するイタリア、アメリカ両国の対応を報ずる5月29日付の記事であり、前段に於いてはミラノ絹業協会の政府に宛てた決議文を引用している。また後段に於いては、米誌の記事を抄録するかたちで、在ニューヨークの生糸輸入業者がアメリカ絹業協会に集会をもち、同法について協議、抗議文を国務省に提出することになった、と伝えている。

表2の6は、同じく5月29日付の記事であり、フランス下院の日仏新条約批准委員会に於ける公聴会の様様を紹介、フランス商工協会会頭以下、絹業関係者(上・下院議員を兼ねる)の危惧・反対意見を報じている。実際問題、フランス国内では、生糸直輸出奨励法制定の問題と、日仏通商航海条約批准の問題とが一式で議論されており、同誌に於いても以後、関連記事が続々、掲載をみている。

(3) 明治30年6月の記事

表2の7は6月5日付の記事であり、隣国イタリア議会に於ける5月26日の外務大臣答弁を紹介、生糸直輸出奨励法に関して同国政府が日本政府に照会を行った結果、日本側がイタリア国民に対しても同法適用を確言した旨、明記している。

次に表2の8は、前述表2の4の続報、6月12日付の記事であり、横浜外国人商業会議所からの通信に依拠している。即ち4月8日、同所より駐日外交団首席 Edwin Dun に宛てて提出した請願 列国外交官が結束して、生糸直輸出奨励法に関して、日本政府に働きかけを行うように求めている が斥けられたことを報じている。また後段に於いては、生糸直輸出奨励法が4月22日、明治天皇の裁可を経たことを報じているが、公布についての確言はみられない。

表2の9は、同じく6月12日付の日仏新条約に関する記事であり、リヨン絹織物業協会の反対委員会が下院日仏新条約批准委員会に宛てて発した批准反対の意見書を掲載、ついで後段に於いては、同誌記者の解説、評言が綴られている。

次に表2の10は、6月19日付の生糸直輸出奨励法関連の記事であり、Japan Dairy Herald の記事を紹介、4月22日、同法が公布されたこと 但し公布は4月27日であり、この記事は不正確

(7)とともに、全箇条の仏訳をそのまま掲載している。

表2の 11は、同じく6月19日付の日本の新聞税率に関する記事であり、明治32年7月以降、欧米列国との貿易に於いて適用される税率について、解説、評言が付されている。

次に表2の 12は、6月26日付の雑報欄の記事であり、5月15日、イタリアのピエモンテ養蚕協会が生糸直輸出奨励法に関して集会を催したことを紹介、政府に対して自国蚕糸業保護の施策を取るよう求める請願書を取りまとめた旨を報じている。なお文末では、ミラノ絹業協会も同様の要請を取りまとめた旨、付言している。

(4) 明治30年7 - 8月記事

表2の 13は、7月3日付の雑報欄の記事であるが、農商務大臣榎本武揚が辞職し、後任として外務大臣大隈重信が兼任することになったことを報じている(3月30日のことである⁽⁸⁾)。あわせて大隈重信が前任者とは異なる生糸直輸出奨励法観を有していることも指摘、日本政府が同法に対して消極的姿勢に転じて、同法施行細則も未だ出されず仕舞である、との観測を紹介している。

表2の 14は、7月17日付の記事であり、フランス下院の日仏新条約批准委員会が議会で提出した批准を可とする報告書の抄録である。本記事には明記がないが、同委員長が議会で報告を行ったのは、7月6日のことであるから、恐らくその際の報告資料である⁽⁹⁾。尤も7月17日の段階では、既に日仏新条約批准委員会の賛成議決が完了しており、本誌が希望していた見直し論は、採用の余地をほぼ失っていたと言わねばならない。

表2の 15は、多くの読者の求めに応じて8月28日付で再紹介されたフランス下院の日仏新条約批准委員会の報告書である。その委員長 Flourens は、絹織物業界の利益を代表する筈の人物であったのに、何故、賛成したのか、という批判を込めての紹介であり、前回以上に詳細に重要箇所の引用を行っている。またそれらに付随する議事についても、紹介している。

(5) 明治30年10 - 11月の記事

表2の 16は、10月16日付の記事であり、日本が新条約発効を前にして輸出税廃止の決定に踏み切ったことを報ずるとともに、過去に於ける輸出税収入や、その内に占める絹製品の輸出税収入等について紹介している。

ついで表2の 17は、同じく10月16日付の雑報欄記事であり、前段では外務大臣兼農商務大臣大隈重信と駐日フランス公使とが公文を取りかわした結果、両国は相互に専売特許権に関する制度を享受しあうことを報じている。一方後段では、日本政府が列国公使等の働きかけを前にして、次期議会で生糸直輸出奨励法廃止法律案を提出しようとしている、との日本からの通信を紹介している。この指摘は、9月前後の邦字紙誌の報道をうけてのことであろう⁽¹⁰⁾。

次に表2の 18は、11月6日付のフランス下院に於ける日仏新条約批准案の採決、可決を報ずる記事であり、10月29日、同案が満場一致にて可決に至ったことを批判的に報じている。

ついで表2の19は、11月13日付の雑報欄記事であり、フランス上院に於ける日仏新条約批准案の審議と委員の人選、そして同案に対する根強い異論を紹介している。尤も同誌の主張する見解は、上院の大勢を占めるまでには至らず、表2の20が述べるように12月23日、批准案は上院を通過している。

(6) 明治31年1 - 7月までの記事

表2の20は、明治31年1月1日付の記事であり、前年12月23日、上院に於ける日仏新条約批准案の採決・可決を報ずるとともに、当日の審議の様様を速記録より紹介、あわせて後段では、同誌記者E.T.の批判的見解が示されているものの、記者自身、既定の事実となった以上、「他の選択はないのである」と述べて記事を結んでいる。実際問題、本記事が掲載された時点で、日仏通商航海条約批准案は、確定議となっており、フランス大統領の署名を待つみの状況にあった。

ついで表2の21は、4月9日付の生糸直輸出奨励法に関する記事である。即ち4月1日、生糸直輸出奨励法が施行をみたものの、それは飽迄形式的なものに過ぎず、必要な予算的措置すらなされておらず、5月召集の議会に於いて廃止される筈であることから、実質的に廃止されたのも同然である旨、指摘がなされている。この記事は、東京からの至急電の情報に依拠する旨、明記されている。本記事が雄渾に物語るように、明治31年4月時点のフランスに於いて、生糸直輸出奨励法を脅威と見做す勢力は、最早皆無であり、フランス人にとって同法は、まさに死すべき一制度に過ぎなかった⁽¹¹⁾。

ついで表2の22は、同じく4月9日付の記事であり、3月20日、東京に於いて日仏新条約、即ち日仏通商航海条約の批准書交換が完了した旨を報じている。但し厳密に言えば、日本時間で3月19日、批准書交換完了が正しい⁽¹²⁾。

次に表2の23は、5月14日付の雑報欄記事であるが、5月11日発のワシントン至急電を紹介、アメリカ財務長官が生糸直輸出奨励法の奨励金を受けた日本製生糸に対して、その奨励金に相当する金額の報復関税徴収を指示した旨を報じている。

ついで表2の24は、5月28日付の記事であるが、生糸直輸出奨励法が議会に於いて廃止された事実を速報、あわせて同法制定以来の経緯についても紹介している。本記事は5月24日発、横浜からの至急便による旨、明記がある。

次に表2の25は、6月25日付の雑報欄記事であり、明治32年7月以降、新条約発効後の日本の新関税について紹介している。この情報は、在日スイス領事の公文書を踏まえて綴られた横浜からの電報による旨、明記がある。

最後に表2の26は、7月30日付の生糸直輸出奨励法関連記事であり、表2の1同様、同誌記者OCTAVE MAYの署名記事である。本記事は、明治30年4月、同法公布以来、明治31年5月、同法廃止に至る経緯を紹介、さらに横浜生糸検査所の検査資料を踏まえて、奨励金受給の生糸の産地、俵数等について叙述している。なおこの記事の情報は、横浜外国人商業会議所から送られた報

告書による旨、明記がある。

それでは以下、次号掲載の第3章に於いて、これら表2の 1 - 26に至る全史料(以下、史料1...史料26と称す)を仏文のまま翻刻、紹介していく。

(とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授)

註

- (1) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究 星野長太郎と同法制定運動の展開』(日本経済評論社、平成14年10月)72 - 78頁。以下、本項の叙述は、本典拠による。
- (2) 《BULLETIN DES SOIES & DES SOIERIES》ORGANE INTERNATIONAL DE L'INDUSTRIE DE LA SOIE:SÉRICICULTURE, FILATURE, MOULINAGE, TISSAGE, TEINTURE, APPRÊTS, LIBRAIRIE H. GEORG, LYON, FRANCE, LE 1 AVRIL 1877.
同誌は全巻、フランス国立図書館・フランソワ・ミッテラン館にて閲覧可能である(請求番号 FOL-458)。
- (3) 同誌掲載の記事・諸統計は、駐リヨン日本領事館の通報を経て、「官報」に掲載をみている。またわが国の蚕糸業界誌・『日本蚕糸協会報告』『蚕糸業組合中央部月報』『大日本蚕糸会報』等と様式が酷似しており、かつ頻繁に同誌からの転載記事・諸統計を含んでいる。
- (4) 註(1)346 - 348頁、512 - 513頁。
- (5) 註(1)319 - 322頁。本項の叙述は、本典拠による。
- (6) 「時事新報」明治30年6月24日(7)。
- (7) 註(1)508頁。
- (8) 「官報」号外、明治30年3月30日(1)。
- (9) 註(1)363頁。
- (10) 註(1)366 - 367頁。
- (11) 註(1)383頁。従って当時、農商務大臣金子堅太郎、次官藤田四郎等、同省幹部が議会で行った説明は、完全に虚構の範疇に属するものである。
- (12) 「時事新報」明治31年3月20日(3)。